

5. 低入札価格調査に関する留意点について

低入札価格調査に関する留意点について

大分県 公共工事入札管理室

大分県では、予定価格 3 億円以上又は総合評価落札方式を適用する工事について、低入札価格調査を適用しています。

調査基準価格を下回る入札があった場合に、低入札価格調査を実施することとなります。

低入札価格調査に関する留意点の説明資料を次ページ以降に添付していますので、以下に資料の概要を記載します。

<1 ページ>

- ・「調査対象者の提出資料のフロー」を記載しています。
- ・労務費や機械費などの県単価と同一の単価や歩掛を使用している項目については、資料は不要です。県の単価や歩掛と異なるものを使用している場合、フローに示す資料を提出していただき、契約の内容に適合した履行ができることを説明していただきます。

<2 ページ、3 ページ>

- ・調査対象者の提出資料の一覧を記載しています。
- ・2 ページ目が共通仮設費積み上げ分を含む直接工事費の資料です。
- ・自社施工の場合は、同種工事の実績や歩掛、単価などの過去の施工実績を示して説明していただきます。また、機械などのリース料金や材料費につきましては、工事で使用する見積資料と、過去の取引事例を合わせて説明していただきます。
- ・下請会社の見積の場合は、工事で使用する見積資料と、請書などの同種工事の過去の事例を合わせて説明していただきます。
- ・3 ページ目が間接経費関係の資料です。
- ・必要項目を積み上げた場合は、下請会社の見積などの根拠資料を示していただきます。特に一般管理費についてですが、過去の実績から計上した場合は、過去の実績はもちろん、それぞれの項目の算出式などを示していただきます。
- ・総合評価落札方式における技術提案費用については、技術提案が履行できる費用を、直接工事費、間接費に分けて確実に計上し、その内容を説明していただきます。

<4 ページ、5 ページ>

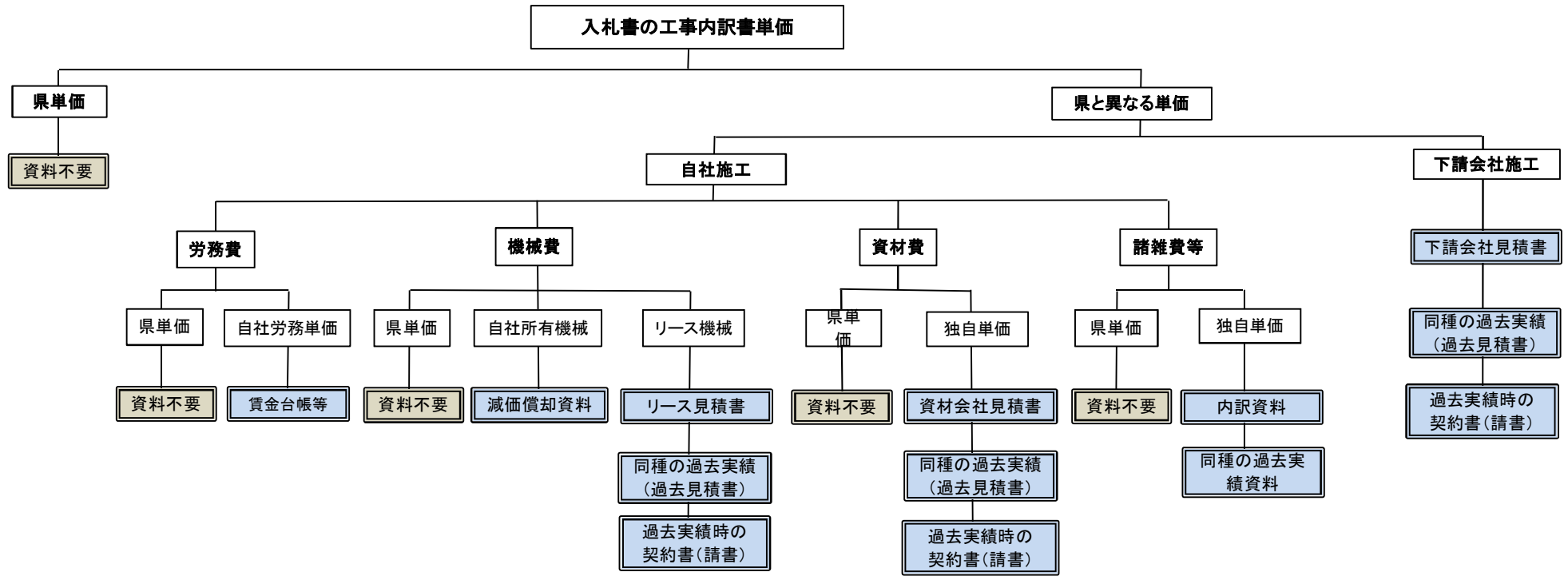
- ・低入札価格調査基準価格及び失格基準の改定について記載しています。
- ・国土交通省においては令和 4 年 4 月 1 日から適用しており、大分県では令和 4 年 5 月 1 日以降に公告または指名通知を行う建設工事から適用しています。
- ・低入札価格調査基準価格の算定式の内、一般管理費の算入率を 55%から 68%に改正しています。

<6 ページ>

- ・低入札価格調査失格基準の算定式についても、その他経費の算入率を 70%から 74%に改正しています。

以上。

調査対象者の提出資料フロー



凡例

- 資料不要** : 提出資料はなし
- : 記載資料を提出
- 県単価** : 県又は公の単価

調査対象者の提出資料一覧

【1】直接工事費関係(共通仮設費積上分含む)

●単価構成

単価構成項目	構成種別	
労務費		
機械損料・賃料費	歩掛(人数、数量等及び率)	単価(金額)
資材費		
諸雑費等		

●直接工事費(共通仮設費積上分含む)の必要資料一覧

■全ての構成項目が県単価と同等の場合

単価根拠の種別	必要な資料		備考
	今回見積資料 (全ての単価表は必須)	過去実績資料	
精算ソフト等による	不要	不要	適用できる要件(下記のいずれかの場合) ・自社施工 ・下請会社未定 ・下請会社は決めているが単価未合意

■構成項目が県単価と異なる場合

(1) 自社施工の場合

単価根拠の種別		必要な資料		備考
		今回見積資料 (全ての単価表は必須)	過去実績資料	
労務費	実績歩掛の場合	同種工事の過去実績資料 ・人員、期間等が確認できる資料	不要(同左で確認)	●構成項目のうち県単価使用分は資料は不要
	実績単価の場合	対象従業員の賃金資料 ・賃金台帳コピー ※賃金台帳は事情聴取時確認でも可	不要(同左で確認)	
機械損料・賃料	実績歩掛の場合	同種工事の過去実績資料 ・実働時間等が確認できる資料	不要(同左で確認)	●過去見積書のケース ・落札予定者→今回の下請(資材)会社 ・落札予定者→他の下請(資材)会社 ・他の元請者→今回の下請(資材)会社 ・他の元請者→他の下請(資材)会社 ※過去見積書は、今回単価の妥当性を確認するものであり、業界の通常価格であることが確認できれば良い。
	実績単価の場合	●自社所有機械の場合 ・減価償却資料など ●リース機械の場合 ・リース契約見積書(機種、期間等)	同機種機械の過去取引事例 ●自社所有機械の場合 不要 ●リース機械の場合 ・リース契約書(機種、期間等)	
資材費	実績単価の場合	・資材会社の見積書 (単価確認ができること)	同資材の過去取引事例 ・資材会社の見積書 (単価確認ができること)	●同種工事の過去実績資料は、下請会社との契約書(請書可)を添付こと。
諸雑費等	実績歩掛の場合	・必要項目の積上実績の証明資料	同種工事の過去実績資料 ・必要項目の積上実績の証明資料	
	実績単価(率)の場合			

(2) 下請会社の見積もりによる場合

① 施工単価見積もりの場合(単位当たり単価で労機材分類無)

単価根拠の種別	必要な資料		備考
	今回見積資料 (全ての単価表は必須)	過去実績資料	
施工単価の見積もりの場合 (単位当たり単価で労機材分類無)	・下請会社の見積書 単価確認ができること	同種工事の過去実績資料 ・下請会社の見積書 単価確認ができること	●同種工事の過去実績資料は、下請会社との契約書(請書可)を添付こと。

② 単価構成分類がある見積もりの場合

単価根拠の種別		必要な資料		備考
		今回見積資料 (全ての単価表は必須)	過去実績資料	
労務費	実績歩掛の場合	・下請会社の見積書 各構成項目の種別が確認出来るもの (人員等、機材・資材規格、数量、単価等)	同種工事の過去実績資料 ・下請会社の見積書 各構成項目の種別が確認出来るもの (人員等、機材・資材規格、数量、単価等)	●構成項目のうち県単価使用分は資料は不要 ●過去見積書のケース ・落札予定者→今回の下請(資材)会社 ・落札予定者→他の下請(資材)会社 ・他の元請者→今回の下請(資材)会社 ・他の元請者→他の下請(資材)会社 ※過去見積書は、今回単価の妥当性を確認するものであり、業界の通常価格であることが確認できれば良い。
	実績単価の場合			
機械損料・賃料	実績歩掛の場合			
	実績単価の場合			
資材費	実績単価の場合			●同種工事の過去実績資料は、下請会社との契約書(請書可)を添付こと。
諸雑費等	実績歩掛の場合			
	実績単価(率)の場合			

【2】間接経費関係

●各経費の必要資料一覧

経費区分	対象項目	必要な資料		備考
		今回見積資料	過去実績資料	
共通仮設費	運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費などのうち今回計上しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ●今回工事に積上げた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・計上項目の内訳 (必要に応じて根拠資料含む) ●過去工事の事例をもとに計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・計上項目の内訳 ・今回計上額の算出計算式など 	<ul style="list-style-type: none"> ●過去工事の事例をもとに計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・過去工事の実績資料など 	今回工事で金額が確定出来るもの反映すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・外注経費 ・コリンズ登録費 ・公共土木施設データベース登録費(建築工事は除く) ・前払保証費 ・履行保証費 など
現場管理費	労務管理費、安全訓練費、租税公課、保険料、従業員給与手当、退職金、法定福利費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録費、雑費などのうち今回計上しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ●今回工事に積上げた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・計上項目の内訳 (必要に応じて根拠資料含む) ●過去工事の事例をもとに計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・計上項目の内訳 ・今回計上額の算出計算式など 	<ul style="list-style-type: none"> ●過去工事の事例をもとに計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・過去工事の実績資料など 	
一般管理費	役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費、雑費などのうち今回計上しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ●今回工事に積上げた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・計上項目の内訳 (必要に応じて根拠資料含む) ●過去工事の事例をもとに計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・計上項目の内訳 ・今回計上額の算出計算式など ●年間会社経費をもとに計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・今回計上額の算出計算式など 	<ul style="list-style-type: none"> ●過去工事の事例をもとに計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・過去工事の実績資料など ●年間会社経費をもとに計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の財務会計資料など 	

【3】総合評価技術提案関係(施工計画等評価タイプに限る)

●総括表作成

必須資料	必要な資料	備考
全体総括	<ul style="list-style-type: none"> ●総括表 提案項目毎に下記を記載したもの一覧表 <ul style="list-style-type: none"> ・提案番号、概要 ・費用を計上している費目、項目名 ・必要となる金額 	予算計上の必要がない提案項目がある場合は、その理由を記載すること。

●必要資料

経費区分	計上方法	必要な資料	備考
直接工事費	新規項目として計上	<ul style="list-style-type: none"> ●自社施工の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・労務、機械、資材の数量・金額(単価)が確認できる資料 (必要に応じて過去実績を求める) 	
	既設単価内で計上		
共通仮設費及び現場管理費	積上項目として新規計上	<ul style="list-style-type: none"> ●下請(資材)会社の見積書の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・下請(資材)会社の見積書 (単価確認ができること) 	
	率分で計上		

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

- 令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

現行

【範囲】
予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



R4.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.68

上記の合計額 × 消費税

※大分県では、
R4.5.1以降公告
又は指名通知を行う
建設工事から適用

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の最低制限価格（予定価格が3億円未満かつ総合評価落札方式を適用しない工事に適用）及び低入札価格調査基準価格（予定価格が3億円以上又は総合評価落札方式を適用する工事に適用）について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

令和4年5月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格（低入札価格調査基準価格）を算定する。

(1)制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

設計額

(注1)「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費等×68%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

(2)最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定

●最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注4) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

低入札価格調査における失格基準の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の低入札価格調査基準価格（予定価格が3億円以上又は総合評価落札方式を適用する工事に適用）未満の入札に係る失格基準について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

令和4年5月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

●低入札価格調査における失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%) \times 1.10$$

(注1) 「直接工事費×87%の額」、「その他経費×74%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2) その他経費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

(注3) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。